

LPガスの取引適正化に向けた制度改正への対応について

1 課題

取引の適正化・料金の透明化の観点から、LPガス業界における、これまでの商慣行である、いわゆる①「無償貸与」、②「貸付配管」が課題となっていた。

① いわゆる「無償貸与」

賃貸集合住宅の入居者とのLPガス販売契約を獲得すべく、LPガス販売事業者が、オーナー等に対し、ガス器具に加え、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器等の様々な設備を無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった商慣行。

② いわゆる「貸付配管」

LPガス販売事業者が、建物内のガス配管の所有権もったままLPガスの供給を行う商慣行。建設業者はガス配管の費用分、建物を安く販売でき、LPガス販売事業者はガス配管の所有権に紐づけたかたちでのLPガス販売契約の囲い込みが可能となる。



※①、②により考えられる消費者への影響

- ・消費者に対する不当なかたちでの高額な料金請求。
- ・入居後に高額なガス料金と知ったとしても、引っ越すのは難しく、その料金を受け入れざるを得ない。
- ・消費者等がLPガス販売事業者の切替えにあたりトラブルが生じやすい。

2 検討

資源エネルギー庁において、電力・都市ガスの自由化の中で、LPガスが消費者から選択されるエネルギーとなり、「最後の砦」としての位置づけが維持されるよう、料金の透明性の促進等を審議するため、学識経験者、関係機関・団体の代表者等で構成される、「液化石油ガス流通ワーキ

ンググループ」においてこの課題について、2023年3月から議論を重ね、2024年1月に報告書（中間とりまとめ（案）、その後4月にとりまとめ公表）を審議している。

【液化石油ガス流通ワーキンググループ委員名簿(2024年5月時点)】

座長 内 山 隆 青山大学総合文化政策部 教授
委員 山王丸 裕 子 (公社)全国消費生活相談員協会エネルギー問題研究会共同代表
柴 崎 栄 一 栄総合法律事務所 所長
郷 野 智砂子 (一社)全国消費団体連絡会 事務局長
高 橋 宏 昌 テーエス瓦斯(株) 代表取締役社長
中 田 み ち (株)トーエル 代表取締役社長
中 野 伸 彦 (株)TOKAI 取締役
吉 田 恵 一 日本瓦斯(株) 代表取締役専務執行役員
オブザーバー 嘉 村 潤 (一財)エルピーガス振興センター 専務理事同代表
橘 川 武 郎 国際大学 学長
村 田 光 司 (一社)全国LPガス協会 専務理事
吉 田 栄 日本LPガス協会 専務理事
関係省庁 国土交通省、消費者庁、公正取引委員会

3 制度改正の概要（液化石油ガス法「改正省令」）

こうした経緯を踏まえ、2024年4月2日付け、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

(1) 過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、次の措置を講じる。

- ①正常な商慣行を超えた利益供与の禁止(改正省令第16条第15号の3、4)
- ②消費者の事業者選択を阻害するおそれのあるLPガス販売事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止(改正省令第16条第15号の5、6)

(2) LPガス料金等の情報提供 (2024年7月2日施行)

入居後は事実上LPガス販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう次の措置を講じる。

- ①賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金定時の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー・不動産管理会社・不動産仲介事業者等を通じて提示)(改正省令第16条第15号の2)
- ②入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)(改正省令第16条第15号の2)

(3) 三部料金制の徹底 (2025年4月2日施行)

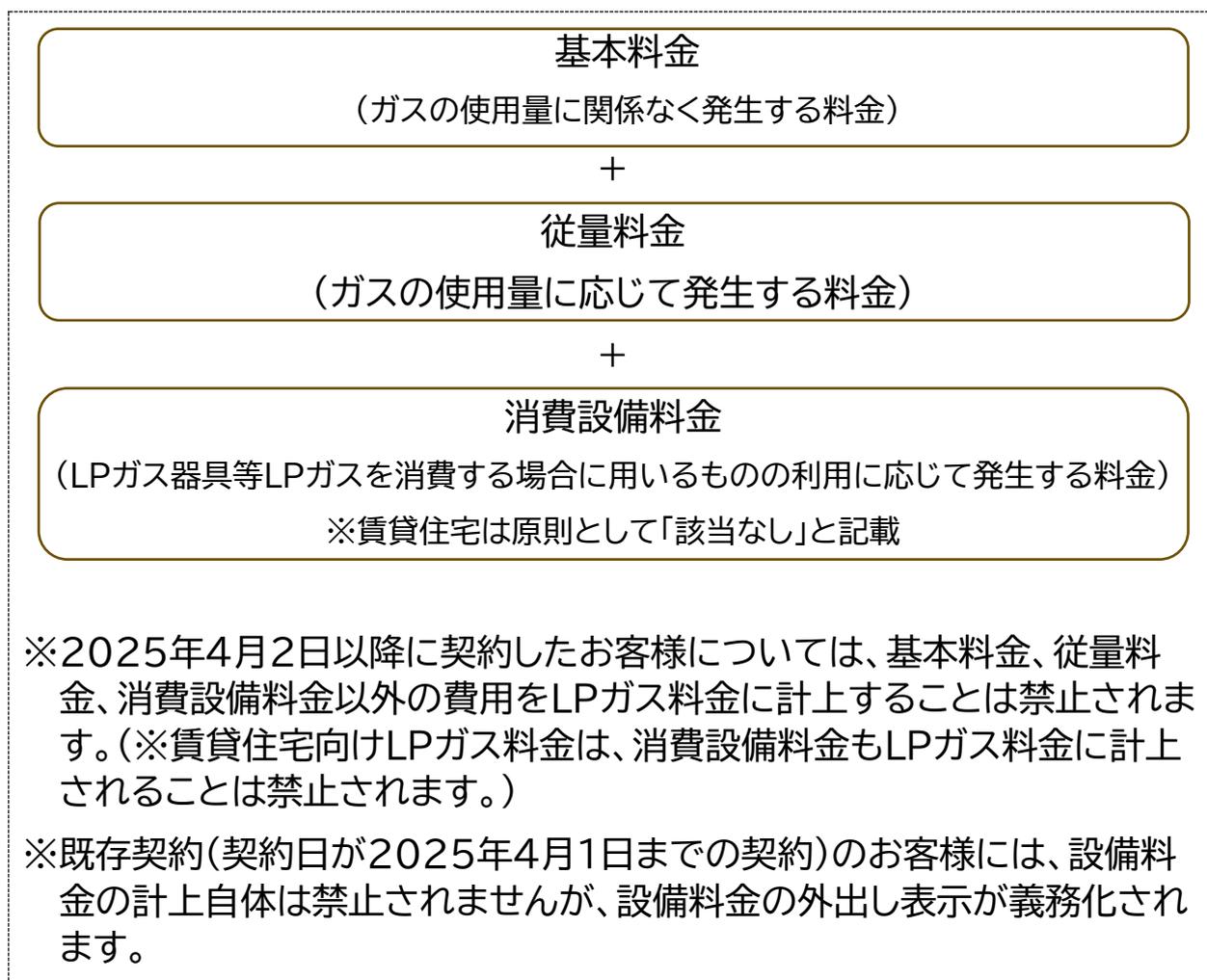
消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収することのないよう、次の措置を講じる。

- ①基本料金、従量料金、消費設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底(改正省令第16条第15号の7)
※新規契約・既存契約ともに適用
 - ②電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止(改正省令第16条第15号の8)
 - ③賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(改正省令第16条第15号の9)
- ※上記①は、新規契約・既存契約ともに適用
上記②、③は、新規契約のみ適用(既存契約は早期移行努力義務)
(改正省令附則第2条、第3条)

(※) 上記(1)～(3)に違反した場合の留意事項

- ・ 罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。(液石法第100条第1号の2)
- ・ LPガス販売事業者の登録取り消しもありえる。(液石法第26条第4号)

(※) LPガスの三部料金制



4 当協会における対応

この制度改正に沿った、「商慣行是正」はLPガス業界における喫緊課題であると、会員に三つのCとして、意識改革（チェンジ）と明日につながる行動に挑戦（チャンス）、そしてお客様から信頼を得ることでビジネス機会（チャンス）を掴むことができると呼び掛け、制度改正は新たな成長につながると期待している。会員に対しては、自主取り組み宣言を強く推奨するほか（2024年8月時点：43/620）、資源エネルギー庁職員を講師とした説明会を2回開催（合計参加者数275名）する等により、細やかな情報提供を行い、対応の必要性についての認識を共有している。

(参考) 資源エネルギー庁資料、(一社)全国LPガス協会 作成資料